

株主各位

第55回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

●事業報告

「事業の経過及びその成果」

「財産及び損益の状況」

「対処すべき課題」

「その他企業集団の現況に関する重要な事項」

「会社の新株予約権等に関する事項」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況の概要」

●連結計算書類

●計算書類

●監査報告

第55期（2024年1月1日～2024年12月31日）



株式会社 **ラックランド**

* 上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍がほぼ収束してから回復基調にあったものの、一服した感もあり、そのような中、原材料価格の高止まりと円安の影響などから物価は上昇傾向にあり、また人手不足もあって人件費も上昇しており、事業者においてはコスト管理がより一段と重要な状況にあります。

当社グループを取りまく経済環境についての判断は、主に景気の現状判断DI・先行き判断DI（内閣府 景気ウォッチャー調査）、第3次産業活動指数（経済産業省）、及びマネタリーベース平均残高（日本銀行）の動向等を主要な指標としております。景気の現状判断DI・先行き判断DIと、非製造業やサービス業の動向を示す第3次産業活動指数については、回復の勢いは鈍っているものの底堅く推移しております。一方、日銀は2024年3月の金融政策決定会合にて、賃金と物価の好循環が見通せるようになったと判断し、マイナス金利の解除と、マネタリーベース平均残高の拡大方針の撤廃などを決定して、2016年から継続してきた金融緩和政策を変更しております。今後の経済動向次第でさらに金融政策の正常化が進む可能性があります。

リーマン・ショックが起きた2008年、当社は景気動向に左右されやすい「店舗施設の制作事業」を主力事業としていたことから、その影響を大きく受けて売上高が大幅に減少しましたが、その苦しい経験を糧に「いかなる環境下においても成長していける基盤の構築」をスローガンとして掲げ、顧客層や事業内容を多様化することで景気が落ち込んでも業績への影響を受けにくい企業体制の構築を進めております。「店舗施設の制作事業」については、2008年当時と直近（2024年）を比較しますと、売上高は約2.9倍に増やしながらも、売上高全体に占める同事業の比率は87.5%から62.2%に低下しております。

現在、建設業に関わっている企業の最大の課題は、急速に進んでいる建設業就業者の減少・高齢化、及び2024年4月から建設業にも適用された「働き方改革関連法」（時間外勤務時間の上限を原則として月45時間、年360時間とする）で、技術者の価値が劇的に変わっていくことから、生産性の向上は急務であり、利益率の高い企業へ大きく変革していくことが必要となります。この問題に備えるため、当社グループは、人材（人財）の採用と育成を積極的に行い、グループ内職人を含め従業員を大幅に増やすと同時に、新時代に適応するためのDX基盤構築に巨額の費用を投じて、生産性を上げることに注力してまいりましたが、その結果が売上総利益率の向上という形で表れてきております。

2024年は引き続き、原材料高、円安、金利上昇、国際情勢不安など様々なリスクや懸念はありますが、今一度グループ全体での立て直しを図り、前述の取組みも継続しつつ、売上総利益率をさらに高めていくこ

とができる体制の構築を目指してまいりました。

2025年2月7日付の適時開示「2024年12月期における費用の一括計上と通期連結業績予想及び期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2024年8月30日開催の第54回定時株主総会で選任された新経営陣によりコンプライアンス強化をしているところ、当社においては以前から振替休日の買取制度が存在し、また、65歳まで勤務することを確約した一部従業員に対し、同年齢まで勤務したときに永年勤続退職金を支給する制度が存在しており、これらについて制度を改めることとし、2024年12月期第4四半期連結会計期間の労務費、及び、販売費及び一般管理費において、過年度も含め、振替休日買取に係る賃金支払い（当社及び当社子会社）につき約597百万円及び永年勤続退職金（当社）につき約102百万円の合計約699百万円を一括計上しております。

また、当社は、2024年2月14日付の適時開示「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、特別調査委員会による調査を行い、当該調査に係る一連の費用（当該調査に関する自主点検、訂正監査の実施、過年度の有価証券報告書等の修正に係る費用を含みます。）として、2024年12月期中間連結会計期間において1,163百万円を特別損失として計上しております。（当社は、当社代表取締役社長（当時）を含む当社元取締役（監査等委員含む）に対する責任追及を行っておりますが、経緯と現状の詳細については、2025年2月13日付にて適時開示で公表した「東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ」（一部の事項を修正した差替え版を2025年2月14日付にて公表しております。）をご参照ください。）

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高476億5千9百万円（前期比5.6%増）、営業利益2億3千3百万円（前期比49.3%減）、経常利益3億8千8百万円（前期比36.5%減）、親会社株主に帰属する当期純損失4億7千9百万円（前期は2億5千2百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、各事業分野別売上高は後掲のとおりであります。

【事業分野別 連結売上高】

(単位：百万円)

区 分	第52期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	第53期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	第54期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)	第55期 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)
①店舗施設の制作事業(注)	18,007	25,270	22,512	29,653
②商業施設の制作事業(注)	9,434	5,833	9,221	8,022
③食品工場・物流倉庫の制作事業(注)	2,811	3,583	4,504	3,249
④メンテナンス事業	2,206	2,313	2,499	2,872
⑤省エネ・CO ₂ 削減事業	182	124	118	104
⑥建築事業	3,245	3,901	6,260	3,756
計	35,888	41,027	45,116	47,659

(注)「制作事業」とは、ここでは企画、設計及び施工の事業を指しております。

財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第52期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	第53期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	第54期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)	第55期 (当連結会計年度) (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)
売上高	(百万円)	35,888	41,027	45,116	47,659
営業利益 又は 営業損失(△)	(百万円)	△264	△312	460	233
経常利益 又は 経常損失(△)	(百万円)	△72	97	612	388
親会社株主に帰属する当期純利益 又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△39	△168	252	△479
1株当たり当期純利益 又は 1株当たり当期純損失(△)		△4円14銭	△16円63銭	24円58銭	△46円61銭
総資産	(百万円)	27,175	30,779	27,379	25,495
純資産	(百万円)	9,768	10,107	10,049	9,318

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第53期の期首から適用しており、第53期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(注) 第52期及び第53期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第52期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)	第53期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	第54期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)	第55期 (当事業年度) (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)
売上高	(百万円)	26,630	29,175	32,088	33,721
営業利益 又は 営業損失(△)	(百万円)	△535	△713	68	△779
経常利益 又は 経常損失(△)	(百万円)	△329	△496	253	△619
当期純損失(△)	(百万円)	△286	△1,016	△49	△1,226
1株当たり当期純損失(△)		△29円72銭	△100円19銭	△4円84銭	△119円34銭
総資産	(百万円)	22,928	25,844	22,397	19,981
純資産	(百万円)	8,444	8,012	7,698	6,248

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第53期の期首から適用しており、第53期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(注) 第52期及び第53期の数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

対処すべき課題

当社グループにおいて、2023年12月期及び2024年12月期と2期続けて不適切会計事案を発見したことに端を発し、当社の内部統制における重大な不備が発覚したことで、関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。特別調査委員会の指摘・提言を受け、当社の内部統制を見直し、再発防止策を講じることで、内部統制の整備を進め、適正な運用ができるよう改善を進めております。

当社は、当社代表取締役社長（当時）による接待交際費等の経費精算申請に事実と異なる内容が含まれ、過年度を含む当社の経費計上について不適切な会計処理の疑義が生じたため、2024年2月14日に当社から独立した中立かつ公正な外部専門家のみで構成される特別調査委員会を設置し、事実関係の解明、発生原因及び問題点の調査分析を行なってもらいました。当社は、2024年4月12日に同特別調査委員会から受領した調査報告書の内容を踏まえ、不適切な経費精算と認定された経費について、過年度に遡って費用計上を取り消すとともに、当該代表取締役社長（当時）に返還を求めるべく未収入金（流動資産その他）計上を行い、さらに関連当事者取引として当該代表取締役社長（当時）による当該不適切な経費精算及び当社からの仮払金の支払い等を注記するため、過年度に遡り決算の訂正を行うことといたしました。当該特別調査委員会の調査報告書によると、当社から当社代表取締役社長（当時）への仮払金の支払いに加え、当社の長期売掛金の回収に関して、当社代表取締役社長（当時）から、同氏が議決権の100%を所有する資産管理会社を経由し、長期売掛金の相手先会社へ資金の移動があったことが確認されており、当社代表取締役社長（当時）から流れた資金が、当社の長期売掛金への一時的な返済原資（2019年4月返済分から2020年3月返済分まで）となっていたことが認められております（長期売掛金の相手先会社に流された資金については2020年4月に同社から資産管理会社を介して当社代表取締役社長（当時）へ返金されております）。またこの実行に、当社代表取締役社長（当時）、取締役管理本部長（当時）及び管理本部部長代理（当時）が関与してはりましたが、これらの事実が取締役に報告されておりました（以下、これらを総称して「今般不適切交際費等事案」といいます。）。

加えて、前述の当社代表取締役社長（当時）に関する関連当事者取引としての注記の追記に際し、改めて関連当事者取引の網羅性について当社内の自主点検を行った結果、当該内容の他に、過年度より関連当事者

取引として開示すべき当社役員による当社新株予約権の行使及び当社役員が議決権の過半数を所有している会社からの設備工事の受託等が新たに判明したため（以下、「その他関連当事者取引の未開示」といいます。）、上記と併せて過年度に遡り決算の訂正を行うことといたしました。

なお、訂正に際しては、当該不適切な経費計上の訂正に加え、2023年12月期第1四半期以前における当社グループの工事進行基準（履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法）案件等に関する不適切な会計処理（特別調査委員会（2023年5月12日設置）より受領した調査報告書（同年7月25日）により認定された事案（以下、「当初工事原価付替え事案」といいます。）。過年度計算書類（2018年12月期から2022年12月期）への影響は限定的であったため、過年度の決算の訂正は行わず、2023年12月期第1四半期連結累計期間の計算書類に含めて処理したものの。）や、当社内の自主点検により判明した事項及びその他重要性の観点から過年度において修正を行わなかった事項も併せて、過年度に遡った訂正を行いました。

当社は、今般不適切交際費等事案において、当社代表取締役社長（当時）による不適切な経費精算に関して、計算書類及び関連当事者取引注記における虚偽の表示が生じた原因として、同氏のガバナンス意識の低さ、すなわち、上場会社の経営者として、過誤によるとしても私的なものが一切混在しないよう公私を厳格に分け、利害関係者に対する説明責任を全うするという意識が不十分であった点とその根底にあったものと認識しております。

同時に取締役管理本部長（当時）及び管理本部部長代理（当時）のガバナンス意識が不十分であったことも原因であり、当社代表取締役社長（当時）に対する忬度から、十分な統制機能を果たせなかった点に加え、取締役会や監査等委員会に対しても適切な情報提供がなされず、その結果、当社代表取締役社長（当時）の行為に対し、取締役会及び監査等委員会が十分な批判的検討ができなかった点に繋がったものと認識しております。

その他関連当事者取引の未開示についても、関連当事者取引に関する決算・財務報告プロセスが形骸化し、十分網羅的な情報収集ができておりませんでした。

次に、前述の当初工事原価付替え事案に関する不適切な会計処理（具体的には①工事原価に関する見積書の変造の結果による工事収益の過少計上（当社）、②工事原価の付替え及び工事原価の過少計上、並びに工

事原価の過少計上の結果としての簿外債務の存在（当社及び子会社（光電機産業株式会社））、③架空又は水増しした工事原価の計上による工事収益の過大計上（子会社（大阪エアコン株式会社））が生じた原因として、総じて工事担当者における工事進行基準の理解不足や、工事進行基準に対する指導・管理体制が必ずしも十分ではなかったという背景があったものと認識しておりますが、特に②主に当社における工事原価の付替え及び工事原価の過少計上に関しては、工事に関する社内承認の際の説明の手間を安易に避けようとした工事担当者等のコンプライアンス意識の低さと、同時に、当社による各従業員に向けた適切な財務報告の重要性に関する指導・教育が必ずしも十分ではなかった点を認識しております。また工事担当者が内装工事等の発注先からの協力を得て、工事原価の付替えや過少計上を行っていたような場合には、購買業務プロセスにおける工事原価の実在性や網羅性に関する内部統制が十分に機能しなかった点、さらにはこのような工事進行基準案件における不適切な会計処理に関して必ずしも十分なリスク認識ができておらず、十分な統制構築に至っていなかった、という点をその原因として認識しております。また、③大阪エアコンの工事進行基準案件における架空又は水増しした工事原価の計上による工事収益の過大計上に関しては、当該子会社における業務全般の統括責任者が、その事業計画や業績見込み値達成に対する心理的負担から実行に至ったものであり、上場会社の子会社としての適切な財務報告に関するコンプライアンス意識の低さをその原因の一つとして認識しておりますが、同時に2017年10月に子会社化した同社に対する当社側からの管理・統制が必ずしも十分に構築できていなかったことを認識しております。

当初工事原価付替え事案及びその他関連当事者取引の未開示に対しては、特別調査委員会からの調査報告書受領後、再発防止策を検討のうえ、順次改善対応を進めております。なお、現時点での対応状況は以下のとおりです。

【当初工事原価付替え事案に対する再発防止策の実施状況】

- (1) 工事担当者等のコンプライアンス意識の低さ及び各従業員に向けた適切な財務報告の重要性に関する指導・教育が必ずしも十分ではなかった点
コンプライアンス・リスク管理委員会において、コンプライアンス・マニュアルや企業憲章を改定のうえ、全従業員を対象としたコンプライアンス研修及び不適切会計研修を実施いたしました。また、当初工事原価付替え事案への関与者に関しては懲戒処分を実施、社内公表するとともに、全社員にコ

ンプライアンス・アンケートも実施いたしました。今後も継続的にコンプライアンス研修等を通じて、従業員の意識改善を進めてまいります。

- (2) 工事担当者が内装工事等の発注先からの協力を得て、工事原価の付替えや過少計上を行っていたような場合、購買業務プロセスにおける工事原価の実在性や網羅性に関する内部統制が十分に機能しなかった点

工事部門外からの牽制機能を強化するため、工事の着工許可時及び完了時に、工事担当者以外の積算部による工事原価の妥当性のチェックプロセスを追加するとともに、工事原価に関する各種証憑の回収の徹底と回収状況のチェックプロセス（工事担当者以外の工事アシスタントが確認する）を追加いたしました。特に工事原価の請求書については、回収確認の手続き及び外注先の都合でどうしても請求書発行が遅延する場合の取扱いを定め、支払遅延が生じないような統制を追加いたしました。

また各工事部門における共通メールアドレスを導入し、工事担当者と工事等の発注先（協力会社）とのやり取りについて、一担当者が単独では行えない仕組みに変更いたしました。

なお、積算部による工事原価の妥当性のチェックについては、2023年12月末時点において十分に網羅的なチェックがなされていなかったこと（チェックの証跡が残されていなかったことも含む）から、関連部門へ指導のうえ、今後も工事原価に関する統制の継続的な改善を進めてまいります。

- (3) 工事進行基準案件における不適切な会計処理に関して必ずしも十分なリスク認識ができておらず、十分な統制構築に至っていなかった点

主要取引区分における会計リスクの洗い出しと分析を実施し、追加対応が必要だと識別されたリスクについては内部統制の追加や内部監査での追加チェック等の追加対応を行いました。特に子会社の工事進行基準案件について、当社管理部門におけるレビュープロセスを追加し、各社の工事進行基準処理（工事損失引当金の検討を含む。）についてチェックを実施いたしました。

- (4) 子会社における適切な財務報告に関するコンプライアンス意識の低さ

当初工事原価付替え事案において不適切な会計処理が確認された子会社に対しては、コンプライアンス

ス研修及び不適切会計研修を実施するとともに、関与者への懲戒処分を実施し、社内公表しております。当社グループにおいて設備工事系及び建築内装系の業務を行う子会社（以下「工事子会社」といいます。）に対しては、リスク・コンプライアンス管理委員会での議事を共有することと、今後も継続的にコンプライアンス研修等を通じて、従業員の意識改善を進めてまいります。

- (5) 子会社に対し、当社側からの管理・統制が必ずしも十分に構築できていなかったこと
- 当社グループにおいて工事子会社への管理を強化するため、工事子会社担当執行役員を選任し、各工事子会社の執行責任者、施工責任者、経理担当者と定期的な面談を実施しております。
- また、各工事子会社の事業規模やリスクに応じて、業務プロセスに係る内部統制の再整備や、当社内部監査における工事取引のサンプルテスト、当社管理部による会計仕訳のレビューを追加し、当社側からの牽制と統制（モニタリング）を強化いたしました。

次に、今般不適切交際費等事案及びその他関連当事者取引の未開示に対しては、特別調査委員会からの調査報告書及びガバナンス委員会からの答申書の内容等を踏まえ、以下に掲げる再発防止策を策定し、準備が完了した事項から順次実施しております。

【今般不適切交際費等事案に対する再発防止策】

- (1) 当社ガバナンス体制の抜本的な改善
- ① 当社取締役（監査等委員含む）の刷新（社外からの社長の招聘含む）
 - ② 指名報酬委員会の設置と社外役員の過半数化
 - ③ 当社代表取締役社長（当時）を含む当社取締役（監査等委員含む）に対する責任追及
- (2) 取締役会・監査等委員会によるガバナンス機能の強化
- ① 取締役会への情報共有や情報伝達の改善
 - ② 内部監査体制の位置づけの見直し（監査等委員直下とする）と体制の強化
 - ③ 取締役会における重要リスクのモニタリング

④ リスク管理体制の再構築とリスク管理の強化

(3) 本件を踏まえた個別的な対応

- ① 関連当事者取引及び利益相反取引に関する規程の見直し
- ② 役員経費精算のルール設定（接待交際費に関する運用の厳格化含む）

(4) 当社企業風土の刷新

- ① 企業風土の刷新に向けた全役職員に対する研修の継続的な実施（営業関連役職員に対する技術営業に向けたワークショップの開催含む）
- ② 役員や管理職以上の社員に対するコンプライアンス及び職責・ガバナンスに関する研修の継続的な実施
- ③ 内部通報窓口の機能充実

【その他関連当事者取引の未開示に対する改善策】

(1) 関連当事者取引の情報収集と検証プロセスの改善

- ① 関連当事者との取引明細シートの改善
- ② 役員に対する関連当事者取引注記に関する説明会の継続的な実施

なお、当社は、2024年2月14日付の適時開示「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、特別調査委員会による調査を行い、当該調査に係る一連の費用（当該調査に関する自主点検、訂正監査の実施、過年度の有価証券報告書等の修正に係る費用を含みます。）として、2024年12月期中間連結会計期間において1,163百万円を特別損失として計上しており、当社代表取締役社長（当時）を含む当社元取締役（監査等委員含む）に対し、これら事象についての責任追及を行っておりますが、経緯と現状の詳細については、2025年2月13日付にて適時開示で公表した「東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ」（一部の事項を修正した差替え版を2025年2月14日付にて公表しております。）をご参照ください。

関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は、ガバナンス体制や内部統制が不十分であったことを反省し、このような事態を二度と繰り返さないよう、経営陣の刷新を行ったうえで、全社一丸となって再発防止について議論し、改善措置に取り組んでまいりました。その結果、取締役会、監査等委員会でのガバナンス体制の再構築、内部統制の強化、コンプライアンス教育による意識の向上等、着実にその成果が表れてきていると考えております。継続してガバナンス、コンプライアンス、内部統制等の更なる改善向上に取り組むことは当社の責務であると考えており、今般の教訓を活かし、営業戦略の再構成を含め利益を創出できる体制の再構築及び資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応等、経営上の諸々の課題に対する立案や対応を進め、会社の持続的な成長、そして中長期的な企業価値の向上に励みながら、株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様からの信頼回復を目指して、適切な事業運営に努めてまいります。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日において当社役員が職務執行の対価として保有している新株予約権等の状況

			第6回新株予約権	
発行決議日			2020年4月30日	
新株予約権の数			5,088個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 (新株予約権1個につき)	508,800株 100株
新株予約権の払込金額			新株予約権1個当たり 100円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり (1株当たり)	205,700円 2,057円)
権利行使期間			2020年5月22日から 2026年3月31日まで	
行使の条件			(注) 1	
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数	155個
			目的となる株式数	15,500株
		保有者数	2名	
	社外取締役	新株予約権の数	0個	
		目的となる株式数	0株	
		保有者数	0名	
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数	0個
			目的となる株式数	0株
			保有者数	0名

(注) 1. 第6回新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

1) 新株予約権者は、次に掲げる(a)乃至(c)いずれかの条件が成就した場合に、本新株予約権を行使することができる。

(a) 2020年12月期の連結営業利益が1,200百万円以上の場合

(b) 2020年12月期の親会社株主に帰属する当期純利益が600百万円以上の場合

(c) 2021年12月31日までに東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも2,395円以上となった場合
なお、上記の連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書）における営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の数値を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

2) 上記1)の条件達成にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が5営業日連続で行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2. 上記のうち、取締役2名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③その他当社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人アリア

(注) 当社の会計監査人でありましたPwC Japan有限責任監査法人は、2024年7月19日付で会計監査人を辞任したため、2024年7月19日付で一時的会計監査人として監査法人アリアを選任し、2024年8月30日開催の定時株主総会において、同監査法人が会計監査人に選任されております。

(2) 報酬等の額

	PwC Japan 有限責任監査法人	監査法人アリア
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10百万円	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12百万円	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、PwC Japan有限責任監査法人の報酬等について、同会計監査人による監査計画・監査実施体制の内容及び定期的な会合等を通じた業務執行状況の確認を行い、加えて、後任の会計監査人への引継ぎの業務等を踏まえ、報酬の算出根拠等を検討し、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしております。

また、監査等委員会は、監査法人アリアの報酬等について、同会計監査人の監査実施体制・監査品質の内容及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、監査報酬額が適正であると判断し同意いたしております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

- ① 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- ② 監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況の概要

(1) 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、社会の一員である法人企業として、法令遵守及び倫理維持（コンプライアンス）の徹底は、存続上、極めて重要な経営課題と認識しており、すべての取締役及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

- ①当社及び子会社のすべての取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「ラックランドクレド（信条）」を定め、すべての取締役及び従業員がそれを常時携帯しその精神を浸透させることにより、透明な企業風土の構築に努めております。
- ②これらの体制を監視し、見直し、改善することを目的に、リスク管理・コンプライアンス規程を制定し、社外の有識者を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を通じ、横断的なコンプライアンス体制の強化に努めます。
- ③当社及び子会社のコンプライアンスに関する通報・相談窓口として当社の監査等委員会直轄の内部監査室と、当社と利害関係を有さない社外の弁護士を任命し、その任に当たっては通報（相談）者の保護の徹底を図ります。なお、通報（相談）の内容に応じて、社内外の機関（顧問弁護士、公認会計士、監査等委員会、当社取締役、当社管理本部長等）と協議して適切な対応を図ります。
- ④内部監査室は、定期的を実施する内部監査を通じて、当社及び子会社における業務活動及び諸制度（社内規程等）が適法かつ適正妥当に遂行されているかを監査し、監査結果を監査等委員会へ直接報告したうえで、当社の被監査部門及び子会社の代表取締役への監査結果通知、並びに対策・改善指示を行い、対策・改善状況についての調査・確認によりコンプライアンス体制の強化を図ります。なお、リスク・コンプライアンス委員長は、監査結果が重要であると判断した場合は、リスク・コンプライアンス委員会を招集し速やかに対処し、再発防止策を策定します。
- ⑤監査等委員会は、上記④の内部監査室による監査結果や対策・改善状況等及びリスク・コンプライアンス委員会による再発防止策等について報告を受け、必要に応じて、具体的な指示や助言を行います。

(2) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社及び子会社の取締役は、その職務の執行に係る以下の文書その他の重要な情報を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存及び管理を行います。
 - a. 株主総会議事録と関連資料
 - b. 取締役会議事録と関連資料
 - c. 取締役が主催するその他の重要な社内会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料
 - d. 取締役（監査等委員である取締役を除く）あるいは執行役員（従業員資格）を決裁者とする決裁書類及び付属書類
 - e. その他取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に関する重要な文書
- ②子会社の取締役は、関係会社管理規程の定めに基づき、職務執行に係る事項等を報告し、必要に応じて子会社における取締役会議事録等の写しを当社に提出します。
- ③上記①の文書に係る保存及び管理の責任者として、当社は管理本部長、子会社は代表取締役を任命します。当社及び子会社の各責任者は、これらの文書を法令及び文書取扱規程等に基づき定められた期間保管するとともに、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員会からの閲覧要請に速やかに対応できる体制を整備します。

(3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、様々な損失の危険（リスク）に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前の適切な対応策の準備等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を図ります。

- ①これらの体制を監視し、見直し、改善することを目的に、リスク管理・コンプライアンス規程を制定し、事業上のリスク管理体制を定め、常時リスクに対する意識の向上に努めます。
- ②社外の有識者を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社の社内外で想定される潜在リスクを整理し、未然の対策を推進し、当社及び子会社の一層のリスク管理体制の強化を図ります。
- ③当社の内部監査室は、定期的を実施する内部監査を通じて、当社及び子会社におけるリスクの管理状況を監査し、調査結果あるいは監査結果を監査等委員会へ直接報告したうえで、当社は被監査部門へ、子会社は代表取締役へ監査結果通知並びに対策・改善指示を行い、対策・改善状況についての調査・確認によりリスク管理体制の強化を図ります。なお、リスク・コンプライアンス委員長は調査結果あるいは監査結果が重要であると判断した場合は、当社の取締役会に報告をし、その内容に応じて顧問弁護士、公認会計士等と協議して適切な対応を図ります。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役は、グループの経営基本方針に基づき策定した連結年度計画及び連結中期経営計画の達成のために行動し、各社の管掌部門が当初の予定どおりに進捗しているか確認をし、取締役会等の重要な社内会議に報告をします。

なお、その職務の執行に関しては、職務権限規程、業務分掌規程や関係会社管理規程等に基づき権限の委譲を行っております。さらに、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には事前に議題に関する十分な資料を取締役及び従業員に配布する体制を整備します。

(5) 当社及び関係会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①原則として、当社の取締役及び従業員が関係会社の取締役もしくは監査役として就任し、関係会社における業務の適正性を監視できる体制を整備します。
- ②関係会社の事業の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定め、当該規程に則り関係会社の取締役等は、関係会社の業務及び取締役等の職務の執行状況を定期的に当社の取締役会等へ報告をします。
- ③当社企業グループのコンプライアンス及びリスク管理体制を確立し適切に運用することを目的としてリスク管理・コンプライアンス規程を定め、当該規程に則り社外の有識者を委員長とし関係会社の役員を実施責任者としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社企業グループの横断的なコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を図ります。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことに関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携が保持される体制を整備し、職務執行の効率性及び実効性を高めます。

また、監査等委員会は必要に応じて、取締役会にその職務を補助すべき従業員を置くことを要請することができ、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、速やかに必要な人員を配置します。なお、当該従業員は監査等委員会スタッフ業務に関して監査等委員会の指揮命令下に置くものとします。その場合、取締役会は、当該従業員の人事について任命、異動、評価、賃金等の問題も含め、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保します。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員が監査等委員会に報告するための体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①原則として、監査等委員は重要な社内会議に出席します。当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員（従業員資格）は、取締役会等の重要な社内会議において担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、会社の重要事項については監査等委員会に都度速やかに報告を行います。
- ②当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や重大な違反行為を発見したとき、速やかに当社の監査等委員会に報告します。
- ③当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、監査等委員会の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行います。
- ④内部通報制度運用規程を制定し、当社の内部監査室及び当社と利害関係を有さない社外の弁護士を受付者とする当社及び子会社の共通の内部通報窓口を設置し、適切な運用管理を通じ、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への迅速な報告体制を整備します。
- ⑤子会社の取締役及び従業員は、上記④の内部通報窓口の利用のほか、当社及び子会社の取締役、従業員のコンプライアンス違反等について、監査等委員会へ直接に報告を行うことができます。
- ⑥上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。内部通報制度運用規程において内部通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し適切な運用を行います。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員会の監査業務の実施に当たり必要と認める場合、監査等委員は自らの判断で、弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用することができる体制をとっております。
- ②監査等委員から職務執行について生じた費用等の前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとします。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の一員である法人企業として、反社会的勢力の排除に向け、すべての取締役及び従業員が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努めております。この方針の下、反社会的勢力と関わることはいかなる形であっても絶対にあってはならないと認識し、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わない」ことを行動指針として掲げております。具体的には、所轄の警察署を主導とする地区の企業を対象とした、新宿地区特殊

暴力防止対策協議会に入会し、不当要求等の反社会的勢力の動向、対処方法について学び、反社会的勢力排除に向け、積極的に取り組んでいます。また、実際に事柄が起きた場合には、すぐに所轄の警察署へ連絡・相談を行い、警察署指導の下、対処をする体制を整備しています。

また、当社及び子会社は統一の「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、企業活動上の各取引等に際して、相手先が反社会的勢力ではない、関係を持たないことを確認するとともに、「不当要求に対する対応マニュアル」を整備し、反社会的勢力の徹底的な排除に取り組んでいます。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

なお当社の機関設計は、第46回定時株主総会における定款変更決議に基づき、取締役会の監査・監督機能の強化により経営の公正性・透明性を確保し、コーポレートガバナンスを一層強化しつつ経営の迅速性・機動性を向上させるために、2016年3月30日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

①コンプライアンスについて

当社は、当社及び当社グループ各社のすべての取締役及び従業員に対し、その階層に応じて社内研修での教育及び各種の会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

②リスク管理体制について

当社は内部通報制度運用規程により内部通報等に関する体制を整備しており、当社グループ各社もこの内部通報制度を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めており、経営における重大な損失、不利益等を最小限にするための体制の維持に努めております。

③取締役の職務執行について

取締役会を毎月開催し、法令や定款等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、月次で業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性と業務の適正性の観点から種々の審議を行っております。

④内部監査の実施について

- a. 内部監査室にて、社内各部署及び当社グループ各社が、法令、定款、社会規範、社内規程、並びに業界団体の定めるガイドライン等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査等委員会との相互協力のうえ、関係書類の閲覧及び実地調査をしております。
- b. 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門及び当社グループ各社の業務監査、内部統制監査を実施、内部監査報告書を作成し、監査等委員会及び取締役会に対し報告を行っております。

⑤監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- a. 各監査等委員は、取締役会及び重要な経営会議等への出席により、必要な場合は意見を述べることで監査業務の有効性の確保に努めております。
- b. 監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき内部監査室と連携して当社グループ各社を含め監査を実施しております。
また、内部監査室、会計監査人との意見交換・情報交換等を通じて、情報の共有と連携の強化を図っております。
- c. 監査等委員の職務の執行に必要な費用については、監査等委員の請求に基づき、これを会社が負担する体制ができております。

⑥グループ管理体制について

- a. 子会社の経営管理につきましては、「関係会社管理規程」を定め、当社の総務部長が子会社から報告及び相談を受け、重要な事項については当社の取締役会へ諮る体制を整えております。
- b. 子会社の業務執行状況を把握するため、必要に応じて子会社に当社の取締役及び従業員を派遣又は出向させるほか、月次で子会社の財務状況やその他の状況を報告させ、当社の総務部が取締役会等へ適宜報告しております。
- c. 年次決算については毎年、子会社の責任者が当社の取締役会等へ直接報告する機会も設けております。また、業務の適正を確保するために、当社の内部監査室が定期的に子会社の業務監査を実施しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第55期 2024年12月31日現在
資産の部	
流動資産	16,887
現金及び預金	7,135
受取手形、売掛金及び契約資産	6,874
商品	286
仕掛品	1,559
原材料及び貯蔵品	463
その他	592
貸倒引当金	△24
固定資産	8,608
有形固定資産	4,124
建物及び構築物	936
機械装置及び運搬具	320
土地	2,490
建設仮勘定	5
その他	371
無形固定資産	1,331
のれん	608
ソフトウェア	540
ソフトウェア仮勘定	171
その他	10
投資その他の資産	3,152
投資有価証券	377
長期売掛金	1,628
固定化営業債権	144
繰延税金資産	456
その他	725
貸倒引当金	△180
資産合計	25,495

科目	第55期 2024年12月31日現在
負債の部	
流動負債	15,183
支払手形及び買掛金	5,858
電子記録債務	1,339
短期借入金	1,862
1年内返済予定の長期借入金	2,538
未払法人税等	178
契約負債	1,341
賞与引当金	23
役員賞与引当金	6
受注損失引当金	48
その他	1,986
固定負債	993
長期借入金	547
役員退職慰労引当金	74
退職給付に係る負債	87
繰延税金負債	65
その他	219
負債合計	16,177
純資産の部	
株主資本	9,400
資本金	3,992
資本剰余金	3,584
利益剰余金	2,080
自己株式	△256
その他の包括利益累計額	△112
その他有価証券評価差額金	67
為替換算調整勘定	△180
新株予約権	0
非支配株主持分	29
純資産合計	9,318
負債及び純資産合計	25,495

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第55期	
	自	2024年1月1日 2024年12月31日
売上高		47,659
売上原価		41,681
売上総利益		5,978
販売費及び一般管理費		5,744
営業利益		233
営業外収益		409
受取利息及び配当金		52
不動産賃貸収入		138
為替差益		118
貸倒引当金戻入額		5
その他		95
営業外費用		254
支払利息		93
社債利息		0
遅延損害金		7
不動産賃貸原価		117
その他		35
経常利益		388
特別利益		421
固定資産売却益		4
投資有価証券売却益		416
特別損失		1,211
固定資産売却損		7
固定資産除却損		1
減損損失		39
投資有価証券売却損		0
特別調査費用		1,163
税金等調整前当期純損失 (△)		△401
法人税、住民税及び事業税		303
法人税等調整額		△228
当期純損失 (△)		△477
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△479

連結株主資本等変動計算書

第55期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,992	3,584	2,567	△256	9,887
当期変動額					
連結範囲の変動			△8		△8
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△479		△479
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△487	-	△487
当期末残高	3,992	3,584	2,080	△256	9,400

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	286	△154	132	0	28	10,049
当期変動額						
連結範囲の変動						△8
親会社株主に帰属する 当期純利益						△479
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△218	△26	△245	-	1	△244
当期変動額合計	△218	△26	△245	-	1	△731
当期末残高	67	△180	△112	0	29	9,318

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

当社は、当社元代表取締役社長による接待交際費等の不適切な会計処理の疑義に関する特別調査委員会を2024年2月に設置し、事実関係の解明、発生原因及び問題点の調査分析を行ってまいりました。このため、第54期（2023年12月期）の有価証券報告書を当初の提出期限である2024年4月1日に提出することができませんでした。

このため、取引金融機関との間で、一時的に短期借入金の借換えを含む新規の融資が認められない状況となっておりましたが、取引金融機関との協議を継続して行った結果、既存借入金の延滞扱いは解消し、また、シンジケートローン契約（2024年12月末時点の借入残高は677百万円）についても期限延長の変更契約を締結しております。

しかしながら、新規の借入取引に懸念が残ることをふまえると未だ金融機関との取引が必ずしも正常化したとは言えないものと当社は考えており、当社の事業は概して工事原価等を先行負担する必要がある、事業継続のためには一定水準の運転資金が不可欠であることを勘案すると、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在していると認識しております。

当該状況を早期に改善・解消すべく、取引金融機関とは、引き続きバンクミーティングや個別の交渉を行うことを通じて、より正確な事業計画の策定及び直近の状況変化を見据えた資金繰り計画や今後の借入金返済計画の策定・提示を行い、説明を行っております。

このように、取引金融機関とは取引の正常化に向けた協議を進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

26社

主要な連結子会社の名称

株式会社ケークリエイト

ニイクラ電工株式会社

光電機産業株式会社

マツハ機器株式会社

エースセンター株式会社

株式会社木戸設備工業

協和電設株式会社

静清装備株式会社

光立興業株式会社

大阪エアコン株式会社

オーエイテクノ株式会社

日本ピー・アイ株式会社

墨東建材工業株式会社

株式会社環境装備エヌ・エス・イー

株式会社ハイブリッドラボ

LUCKLAND ASIA PTE. LTD.

LUCKLAND(CAMBODIA) Co.Ltd.

LUCKLAND MALAYSIA SDN. BHD.

LUCKLAND(THAILAND) CO.,LTD.

LUCKLAND VIET NAM CO.,LTD.

PT. LUCKLAND CONSTRUCTION INDONESIA

台灣樂地建築室內裝修股份有限公司

VIET BOKUTO CO., LTD

連結の範囲の変更

前連結会計年度まで連結子会社であったBK METAL CO., LTDは当社の2024年3月15日の取締役会にて閉鎖の決議を行い、2024年11月27日付でベトナム当局に受理されており清算手続き中であることから重要性が乏しくなったことにより、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

商品・原材料・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

レンタル器具

経済的、機能的な実情を勘案した合理的な耐用年数に基づいた定額法で処理しております。

レンタル器具以外

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③受注損失引当金

受注契約の損失に備えるため、当連結会計年度末の請負案件のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な請負案件については、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支払に充当するため、役員との契約に基づく要支給額を計上しております。

⑤役員賞与引当金

一部の連結子会社は役員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に見合う金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

制作に係る請負案件に係る収益認識に関して、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

通常の支払期限について、履行義務の充足時点である引渡後概ね1か月程度で支払いを受けておりますが、履行義務の充足前に受領し前受金として計上している場合もあります。

なお、契約に含まれる重要な金融要素及び重要な対価の変動はありません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。

会計上の見積りに関する注記

1. のれんの減損損失の認識

当連結会計年度の連結貸借対照表の資産の部、固定資産、無形固定資産にのれん608百万円を計上しております。

のれんの減損については、子会社において減損の兆候があると判断した場合には、子会社の事業計画に基づいて獲得する割引前将来キャッシュ・フローの総額が、のれん及び固定資産の帳簿価額を上回るかどうかを検討し、それらから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失の認識が必要になります。その結果、子会社であるBK METAL CO., LTDについて当連結会計年度において3百万円の減損損失を計上しております。

なお、子会社の事業計画は不確実性を伴いますので、将来の不確実な経済条件の変動等により翌連結会計年度においても損失が発生する可能性があります。

2. 固定資産の減損

当連結会計年度の連結貸借対照表の資産の部、固定資産に有形固定資産4,124百万円及び無形固定資産（のれんを除く）723百万円を計上しております。

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、また、共用資産については、共用資産を含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。さらに、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

各資産または各資産グループについて減損の兆候があると認められる場合には、それらから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失の認識が必要になります。減損損失の認識が必要な場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その結果、当社の賃貸用資産及び子会社であるBK METAL CO., LTDの長期前払費用について当連結会計年度において35百万円の減損損失を計上しております。

3. 一定の期間にわたり収益を認識する方法による売上高

当連結会計年度の連結損益計算書において、この方法により14,509百万円の売上高を計上しております。

制作に係る請負案件については、工期がごく短い工事を除き、売上高総額、売上原価総額及び工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて一定の期間にわたり収益を認識し売上高を計上しております。売上高総額は、当事者間で合意された工事契約等に基づいて見積っております。売上原価総額は、工事案件ごとの実行予算に基づいて見積っております。実行予算は工事着工後も実際発生原価との比較を行い適時に見直しを行っております。また、工事進捗度は、原価比例法によって見積っております。

なお、売上高総額及び売上原価総額の見積りは、工事契約の変更等工事着手後の作業内容の変更、実行予算作成時に顕在化していなかった事象の発生等の状況変化により変動する可能性があり、不確実性を伴います。その結果、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす場合があります。

連結貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,694百万円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額37百万円が含まれております。
- 当連結会計年度の末日は金融機関が休業日でありましたが、当連結会計年度末日満期手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当連結会計年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。

受取手形	6百万円
支払手形	54百万円

- 損失が見込まれる請負案件に係る棚卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。
損失の発生が見込まれる請負案件に係る棚卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は21百万円（うち、仕掛品21百万円）であります。
- 担保資産及び担保付債務
担保に供している資産は次のとおりであります。

現金及び預金	250百万円
建物	432百万円
構築物	0百万円
土地	2,248百万円
計	2,930百万円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	469百万円
1年内返済予定の長期借入金	677百万円
計	1,147百万円

連結損益計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 売上原価に含まれている受注損失引当金 48百万円
- 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。
売上原価 30百万円
- 特別利益の投資有価証券売却益及び特別損失の投資有価証券売却損は、政策保有株式売却により保有する資産の効率化と財務体質の強化を図るため、当社が保有する投資有価証券の一部を売却したものです。
- 特別損失の減損損失は、当社の賃貸用資産について、2024年7月30日の取締役会において売却することを決議したため、回収可能価額まで対象の固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額を減損したこと及び子会社であるBK METAL CO.,LTDIについて、2024年3月15日開催の取締役会において閉鎖を決議したため、回収可能価額は使用価値をゼロとして、対象の固定資産及びのれんの帳簿価額全額を減額し、当該減少額を全額減損したことによります。
- 特別損失の特別調査費用は、当社代表取締役社長（当時）の接待交際費等の一部についての疑義、及び過年度の当社に対する取引先の債務の返済原資に関連しての不適切な処理の疑義等の一連の不適切事案に係る、特別調査委員会による調査費用及びそれに伴う過年度決算訂正関連費用であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	10,397,100	—	—	10,397,100
合計	10,397,100	—	—	10,397,100

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
2020年4月30日開催の取締役会決議によるストック・オプション
普通株式 508,800株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は短期的な預金等に限定した運用をし、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、一部の連結子会社において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を銀行等金融機関から借入して資金を調達しております。

(2) 主な金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、長期売掛金、固定化営業債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、毎月回収遅延債権の把握及び対応の検討会議を開催し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、主な取引先の信用状況を原則1年ごとに把握し、与信限度額を見直す体制としております。

投資有価証券は、市場価格のある株式は市場価格の変動リスクに、市場価格のない株式は投資先の信用リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに各保有銘柄の時価又は実質価額並びに含み損益が取締役会に報告されております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、契約負債及び金銭債務である未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。短期借入金、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、運転資金に係る資金調達であります。営業債務及び短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成し管理しております。法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形、売掛金及び契約資産 貸倒引当金 (※2)	6,874 △24		
	6,849	6,849	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券 (※3)	364	364	—
(3) 長期売掛金 貸倒引当金	1,628 —		
	1,628	1,581	△47
(4) 固定化営業債権 貸倒引当金 (※2)	144 △143		
	1	—	△1
資産計	8,843	8,795	△48
(1) 支払手形及び買掛金	5,858	5,858	—
(2) 電子記録債務	1,339	1,339	—
(3) 短期借入金	1,862	1,862	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	2,538	2,538	—
(5) 契約負債	1,341	1,341	—
(6) 未払法人税等	178	178	—
(7) 長期借入金	547	534	△12
負債計	13,665	13,652	△12

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 受取手形、売掛金及び契約資産、固定化営業債権については、貸倒引当金を控除しております。

(※3) 以下の金融商品は、市場価格がなく、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	13

(注1) 金銭債権等の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,135	－	－	－
受取手形、売掛金及び契約資産	6,874	－	－	－
長期売掛金	107	1,521	－	－
固定化営業債権	－	－	－	－
合計	14,117	1,521	－	－

固定化営業債権のうち、償還予定額が見込めない143百万円及び期間の定めのない1百万円は含めておりません。

(注2) 社債、長期借入金等の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	1,862	－	－	－
1年内返済予定の長期借入金	2,538	－	－	－
長期借入金	－	485	62	－
合計	4,400	485	62	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	364	－	－	364
資産計	364	－	－	364

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	－	6,849	－	6,849
長期売掛金	－	1,581	－	1,581
固定化営業債権	－	－	－	－
資産計	－	8,431	－	8,431
支払手形及び買掛金	－	5,858	－	5,858
電子記録債務	－	1,339	－	1,339
短期借入金	－	1,862	－	1,862
1年内返済予定の長期借入金	－	2,538	－	2,538
契約負債	－	1,341	－	1,341
未払法人税等	－	178	－	178
長期借入金	－	534	－	534
負債計	－	13,652	－	13,652

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産、長期売掛金、固定化営業債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、契約負債、未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは一貫した店舗施設制作の単一セグメントのため、（セグメント情報等）での記載は省略しておりますが、事業内容を明確化するために事業分野を6つに区分しております。

事業分野別に分解した分析は次のとおりであります。

	売上高（百万円）
事業分野別の名称	
店舗施設の制作事業（企画・設計・施工）	29,653
商業施設の制作事業（企画・設計・施工）	8,022
食品工場、物流倉庫の制作事業（企画・設計・施工）	3,249
メンテナンス事業	2,872
省エネ・CO2削減事業	104
建築事業	3,756
顧客との契約から生じる収益	47,659
その他の収益	—
外部顧客への売上高	47,659

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高 (百万円)	期末残高 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	5,639	5,326
契約資産	2,119	1,548
契約負債	917	1,341

契約資産は、主に顧客との請負工事契約について期末日時点で未竣工であるが履行義務の充足に伴う取引の対価であります。契約資産は、竣工した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えます。当該対価は、契約の条件に従い、概ね履行義務の充足に応じて段階的に受領しております。契約負債は、主に顧客との請負工事契約について契約条件に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務（メンテナンス事業、省エネ・CO2削減事業及びその他事業の中でも請負契約以外の商品等の売上等に係る履行義務については、当初に予想される契約期間が1年以内のため除く）に配分された取引価格の総額は15,914百万円であります。

当該残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (百万円)
1年以内	13,783
1年超2年以内	1,786
2年超3年以内	344
3年超	—
合計	15,914

企業結合等関係に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 903円71銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △46円61銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第55期 2024年12月31日現在
資産の部	
流動資産	10,194
現金及び預金	3,858
受取手形	177
売掛金及び契約資産	4,418
商品	4
仕掛品	917
原材料及び貯蔵品	148
前渡金	46
前払費用	125
未収還付法人税等	0
その他	930
貸倒引当金	△434
固定資産	9,786
有形固定資産	3,384
建物	728
構築物	0
車両運搬具	72
工具、器具及び備品	329
土地	2,248
建設仮勘定	5
無形固定資産	693
商標権	0
ソフトウェア	512
ソフトウェア仮勘定	171
電話加入権	8
投資その他の資産	5,708
投資有価証券	320
関係会社株式	1,738
出資金	0
関係会社出資金	0
従業員に対する長期貸付金	23
関係会社長期貸付金	2,264
長期売掛金	1,628
固定化営業債権	104
繰延税金資産	329
長期前払費用	7
敷金及び保証金	307
会員権	29
その他	47
貸倒引当金	△1,092
資産合計	19,981

科目	第55期 2024年12月31日現在
負債の部	
流動負債	13,095
支払手形	858
電子記録債務	1,154
買掛金	3,772
短期借入金	2,352
1年内返済予定の長期借入金	2,407
未払金	294
未払費用	1,110
契約負債	897
預り金	125
前受収益	18
受注損失引当金	48
債務保証損失引当金	30
その他	25
固定負債	636
長期借入金	425
関係会社事業損失引当金	23
その他	188
負債合計	13,732
純資産の部	
株主資本	6,199
資本金	3,992
資本剰余金	3,592
資本準備金	2,048
その他資本剰余金	1,543
利益剰余金	△1,129
その他利益剰余金	△1,129
繰越利益剰余金	△1,129
自己株式	△256
評価・換算差額等	48
その他有価証券評価差額金	48
新株予約権	0
純資産合計	6,248
負債及び純資産合計	19,981

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第55期	
	自	2024年1月1日 2024年12月31日
売上高		33,721
売上原価		30,403
売上総利益		3,318
販売費及び一般管理費		4,097
営業損失 (△)		△779
営業外収益		527
受取利息及び配当金		77
仕入割引		30
不動産賃貸料		176
業務受託料		24
貸倒引当金戻入額		53
為替差益		122
その他		41
営業外費用		367
支払利息		90
遅延損害金		7
不動産賃貸原価		125
業務委託費		11
貸倒引当金繰入額		102
その他		29
経常損失 (△)		△619
特別利益		484
固定資産売却益		3
投資有価証券売却益		416
関係会社貸倒引当金戻入額		21
関係会社事業損失引当金戻入額		42
特別損失		1,291
固定資産売却損		7
固定資産除却損		1
減損損失		35
投資有価証券売却損		0
関係会社貸倒引当金繰入額		53
債務保証損失引当金繰入額		30
特別調査費用		1,163
税引前当期純損失 (△)		△1,426
法人税、住民税及び事業税		39
法人税等調整額		△239
当期純損失 (△)		△1,226

株主資本等変動計算書

第55期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,992	2,048	1,543	3,592	-	97	97	△256	7,425
当期変動額									
当期純損失（△）						△1,226	△1,226		△1,226
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△1,226	△1,226	-	△1,226
当期末残高	3,992	2,048	1,543	3,592	-	△1,129	△1,129	△256	6,199

	評価・換算差額等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合計		
当期首残高	271	271	0	7,698
当期変動額				
当期純損失（△）				△1,226
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△223	△223		△223
当期変動額合計	△223	△223	-	△1,449
当期末残高	48	48	0	6,248

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

当社は、当社元代表取締役社長による接待交際費等の不適切な会計処理の疑義に関する特別調査委員会を2024年2月に設置し、事実関係の解明、発生原因及び問題点の調査分析を行ってまいりました。このため、第54期（2023年12月期）の有価証券報告書を当初の提出期限である2024年4月1日に提出することができませんでした。

このため、取引金融機関との間で、一時的に短期借入金の借換えを含む新規の融資が認められない状況となっておりましたが、取引金融機関との協議を継続して行った結果、既存借入金の延滞扱いは解消し、また、シンジケートローン契約（2024年12月末時点の借入残高は677百万円）についても期限延長の変更契約を締結しております。

しかしながら、新規の借入取引に懸念が残ることをふまえると未だ金融機関との取引が必ずしも正常化したとは言えないものと当社は考えており、当社の事業は概して工事原価等を先行負担する必要がある、事業継続のためには一定水準の運転資金が不可欠であることを勘案すると、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在していると認識しております。

当該状況を早期に改善・解消すべく、取引金融機関とは、引き続きバンクミーティングや個別の交渉を行うことを通じて、より正確な事業計画の策定及び直近の状況変化を見据えた資金繰り計画や今後の借入金返済計画の策定・提示を行い、説明を行っております。

このように、取引金融機関とは取引の正常化に向けた協議を進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料・仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

レンタル器具

経済的、機能的な実情を勘案した合理的な耐用年数に基づいた定額法で処理しております。

レンタル器具以外

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約の損失に備えるため、当事業年度末の請負案件のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な請負案件については、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるため、当事業年度末における事業損失見込額を計上しております。

(4) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

制作に係る請負案件に係る収益認識に関して、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法としております。なお、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については、原価回収基準を適用しております。また、工期がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

通常の支払期限について、履行義務の充足時点である引渡後概ね1か月程度で支払いを受けておりますが、履行義務の充足前に受領し前受金として計上している場合もあります。

なお、契約に含まれる重要な金融要素及び重要な対価の変動はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式、関係会社出資金の評価

当事業年度の貸借対照表の資産の部、固定資産、投資その他の資産に關係会社株式1,738百万円、關係会社出資金0百万円を計上しております。

關係会社株式及び關係会社出資金の評価については、市場価格がないことから、關係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと判断したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて相当の減額処理を行うこととしております。

なお、回復可能性の検討は關係会社の事業計画に基づいて判断しており不確実性を伴いますので、将来の不確実な経済条件の変動等により翌事業年度において損失が発生する可能性があります。

2. 關係会社への貸付金の評価

当事業年度の貸借対照表の資産の部、流動資産、その他の中に關係会社短期貸付金384百万円及び固定資産、投資その他の資産に關係会社長期貸付金2,264百万円及び損益計算書の特別利益の中で關係会社貸倒引当金戻入額21百万円、特別損失の中で關係会社貸倒引当金繰入額53百万円を計上しております。

貸倒懸念債権として区分された貸付金については財務内容評価法により経営状態、財政状態、事業計画の実現可能性、支払能力等の点から判断しております。

上述の見積り及び仮定において、将来の予測不能な事業環境の著しい悪化等により見積りに用いた仮定が変化し、貸付先の経営成績及び財政状態がさらに悪化した場合、貸倒引当金の設定により翌事業年度において損失が発生する可能性があります。

3. 固定資産の減損

当事業年度の貸借対照表の資産の部、固定資産に有形固定資産3,384百万円及び無形固定資産693百万円を計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報は「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 2.固定資産の減損」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 一定の期間にわたり収益を認識する方法による売上高

当事業年度の損益計算書において、この方法により11,212百万円の売上高を計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報は「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 3.一定の期間にわたり収益を認識する方法による売上高」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,002百万円
3. 当事業年度の末日は金融機関が休業日でありましたが、当事業年度末日満期手形については満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当事業年度末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形	1百万円
支払手形	54百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	426百万円
短期金銭債務	751百万円
5. 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産は次のとおりであります。	
現金及び預金	250百万円
建物	432百万円
構築物	0百万円
土地	2,248百万円
計	2,930百万円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	469百万円
1年内返済予定の長期借入金	677百万円
計	1,147百万円

損益計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高

売上高	180百万円
仕入高	2,182百万円
販売費及び一般管理費	120百万円
営業取引以外の取引高	94百万円
- 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 48百万円
- 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売上原価 1百万円
- 特別利益の投資有価証券売却益及び特別損失の投資有価証券売却損は、政策保有株式売却により保有する資産の効率化と財務体質の強化を図るため、当社が保有する投資有価証券の一部を売却したものです。
- 特別損失の減損損失は、当社の賃貸用資産について、2024年7月30日の取締役会において売却することを決議したため、回収可能価額まで対象の固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額を減損したことによります。
- 特別損失の債務保証損失引当金繰入額は、連結子会社である静岡装備株式会社と同じく連結子会社である株式会社木戸設備工業からの借入債務の連帯保証にかかるものであります。
- 特別損失の特別調査費用は、当社代表取締役社長（当時）の接待交際費等の一部についての疑義、及び過年度の当社に対する取引先の債務の返済原資に関連しての不適切な処理の疑義等の一連の不適切事案に係る、特別調査委員会による調査費用及びそれに伴う過年度決算訂正関連費用であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	119,827	－	－	119,827
合計	119,827	－	－	119,827

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	8百万円
未払事業所税	4百万円
未払費用	197百万円
長期未払金	30百万円
買掛金	0百万円
貸倒引当金	467百万円
棚卸資産評価損	9百万円
貸付金利息	1百万円
受注損失引当金	14百万円
関係会社事業損失引当金	7百万円
会員権評価損	45百万円
投資有価証券評価損	23百万円
関係会社株式	63百万円
関係会社出資金	36百万円
繰延消費税額等	0百万円
減価償却の超過額	10百万円
債務保証損失引当金	9百万円
繰越欠損金	95百万円
繰延税金資産小計	1,025百万円
評価性引当額	△684百万円
繰延税金資産合計	340百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11百万円
繰延税金負債合計	△11百万円
繰延税金資産（負債）の純額	329百万円

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

企業結合等関係に関する注記

該当事項はありません。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	マツハ機器(株)	所有 直接100%	電気フライヤーの購入 資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 貸付金返済 利息の受取 (注1)	24 50 6	関係会社短期 貸付金 関係会社長期 貸付金	34 222
子会社	静清装備(株) (注4)	所有 直接100%	工事中用資材等の購入 資金の援助 役員の兼任 債務保証 (注3)	貸付金返済 利息の受取 (注1) 関係会社に対 する債務保証 (注2)	6 0 30	関係会社短期 貸付金 関係会社長期 貸付金 (注2)	6 57
子会社	墨東建材工業 (株)	所有 直接100%	建築資材の購入 資金の援助 役員の兼任	貸付金返済 利息の受取 (注1)	67 10	関係会社短期 貸付金 関係会社長期 貸付金 (注5)	84 766
子会社	(株)ハイブリッ ドラボ	所有 直接100%	商品・製品の購入 資金の援助 役員の兼任	貸付金返済 利息の受取 (注1)	30 4	関係会社短期 貸付金 関係会社長期 貸付金 未収収益	30 421 4
子会社	LUCKLAND ASIA PTE.LTD.	所有 直接100%	工事中用資材の輸出 資金の援助 出向社員等の給与の立 替	貸付金返済 利息の受取 (注1)	11 2	関係会社短期 貸付金 関係会社長期 貸付金 未収収益 立替金 (注6)	139 110 19 73
子会社	LUCKLAND (CAMBODIA) Co.Ltd.	所有 直接0% 間接100%	資金の援助	—	—	関係会社長期 貸付金 立替金 (注7)	14 3

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	LUCKLAND (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接49% 間接24.99%	工事用資材の輸出 資金の援助 出向社員等の給与の立 替	貸付金返済 利息の受取 (注1)	17 3	関係会社短期 貸付金	18
						関係会社長期 貸付金	313
						未収収益	30
						立替金 (注8)	93
子会社	LUCKLAND HOLDINGS (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接49%	資金の援助	貸付金返済	4	関係会社短期 貸付金	4
						関係会社長期 貸付金	82
						未収収益 (注9)	1
子会社	LUCKLAND VIET NAM CO., LTD.	所有 直接100%	設計業務の委託 資金の援助 出向社員等の給与の立 替	-	-	関係会社長期 貸付金	118
						立替金 (注10)	118
子会社	PT.LUCKLAN D CONSTRUCT ION INDONESIA	所有 直接0% 間接67%	出向社員給与等の立替 人的支援 資金の援助	-	-	売掛金	3
						立替金	33
						未収入金	15
						関係会社長期 貸付金	56
子会社	台灣樂地建築 室內裝修股份 有限公司	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任 出向社員等の給与の立 替	貸付金返済 利息の受取 (注1)	9 0	未収収益	1
						立替金 (注11)	1
						関係会社短期 貸付金	10
						関係会社長期 貸付金	68
						未収収益	0
子会社	VIET BOKUTO CO., LTD	所有 直接100%	資金の援助	資金の貸付 貸付金返済 利息の受取 (注1)	63 0 0	立替金 (注12)	40
						関係会社短期 貸付金	46
						関係会社長期 貸付金	19
						未収収益 (注13)	0

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利等を勘案し、利率を合理的に決定しております。

2. 静清装備(株)への上記債権に対して6百万円の貸倒引当金戻入額(営業外収益)及び貸倒引当金63百万円を計上しております。

3. 連結子会社である(株)木戸設備工業からの借入債務の連帯保証にかかるものであり、30百万円の債務保証損失引当金繰入額及び債務保証損失引当金を計上しております。

4. 静清装備(株)については、上記以外に36百万円の関係会社事業損失引当金戻入額及び23百万円の関係会社事業損失引当金

を計上しております。

5. 墨東建材工業㈱への上記債権に対して135百万円の貸倒引当金を計上しております。
6. LUCKLAND ASIA PTE.LTD.への関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金及び立替金に対し、10百万円の貸倒引当金戻入額（営業外収益）及び195百万円の貸倒引当金を計上しております。
7. LUCKLAND(CAMBODIA) Co.Ltd.への関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金及び立替金に対し17百万円の貸倒引当金を計上しております。
8. LUCKLAND (THAILAND)CO.,LTD.への関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金及び立替金に対して17百万円の貸倒引当金戻入額（営業外収益）及び421百万円の貸倒引当金を計上しております。
9. LUCKLAND HOLDINGS(THAILAND) CO., LTD.への関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金及び未収収益に対して5百万円の貸倒引当金戻入額（営業外収益）及び88百万円の貸倒引当金を計上しております。
10. LUCKLAND VIET NAM CO., LTD.への関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金及び立替金に対して18百万円の関係会社貸倒引当金繰入額及び237百万円の貸倒引当金を計上しております。
11. PT. LUCKLAND CONSTRUCTION INDONESIAへの上記債権に対して△0百万円の貸倒引当金繰入額（販売費及び一般管理費）、21百万円の関係会社貸倒引当金戻入額及び81百万円の貸倒引当金を計上しております。
12. 台湾樂地建築室内裝修股份有限公司への関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金及び立替金に対して9百万円の貸倒引当金戻入額（営業外収益）及び113百万円の貸倒引当金を計上しております。
13. VIET BOKUTO CO., LTD.に対して36百万円の関係会社貸倒引当金繰入額及び貸倒引当金を計上しております。
14. 上記の他、BK METAL CO., LTD.に対して18百万円の関係会社事業損失引当金戻入額を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	望月 圭一郎	(被所有) 直接3.92%	当社代表取締役社長 (注3)	未収入金の減少 (注1)	345		
				立替金の増加 (注2)	5	-	-
				立替金の減少 (注2)	5		

- (注) 1. 特別調査委員会において不適切な経費精算と認定され、第54期までに未収入金として計上した金額について当社が返還を受けたものであります。
2. 特別調査委員会の調査報告書を受領した結果に基づき望月 圭一郎氏が2024年8月30日付で当社の取締役を退任するまでの経費精算等を精査した結果不適切な経費精算等と判断したものを立替金として当社が返還を求め、返還を受けたものであります。
3. 望月 圭一郎氏は2024年5月8日付で当社の代表取締役社長から取締役に異動となり、さらに2024年8月30日付で当社の取締役からも退任しております。
4. 望月 圭一郎氏は2024年8月30日付で当社の取締役を退任したため、取引金額は退任するまでの期間について、期末残高は退任した時点について記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 607円96銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △119円34銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社ラックランド
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員	公認会計士	茂木秀俊
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	山中康之
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラックランドの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラックランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項の注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度末においては、当連結会計年度中において発生した借入金の延滞は解消し、また、シンジケートローン契約についても期限延長の変更契約を締結したものの、依然、新規の借入取引に懸念が残ることを踏まえると未だ金融機関との取引が必ずしも正常化したとは言えないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

株式会社ラックランド
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員
代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラックランドの2024年1月1日から2024年12月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項の注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度末においては、当事業年度中において発生した借入金の延滞は解消し、また、シンジケートローン契約についても期限延長の変更契約を締結したものの、依然、新規の借入取引に懸念が残ることを踏まえると未だ金融機関との取引が必ずしも正常化したとは言えないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。なお、当社の第54回定時株主総会（2024年8月30日）において、当事業年度の期中において、監査等委員の全員が交代しております。本監査報告書においては、第54回定時株主総会より前の監査等委員会を「前監査等委員会」、第54回定時株主総会以後の監査等委員会を「当監査等委員会」と記載します。

1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①当監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、前監査等委員会において、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④前事業年度における国税庁調査において認定された代表取締役社長（当時）の不適切交際費及びその後の社内調査により追加で疑義のあった代表取締役社長（当時）の資産管理会社を経由した取引先への資金貸付事案（以下、「不適切交際費等事案」という）を受けて2024年7月31日に公表した「改善報告書」に従った改善措置の進捗状況について検討を行いました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為、及び法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤事業報告に記載されているとおり、当社は当事業年度において、振替休日買取に係る賃金支払い（当社及び当社子会社）につき約597百万円及び永年勤続退職金（当社）約102百万円の合計約699百万円を一括計上しておりますが、当該処理に関しては適切であると認めます。
- ⑥上記「1. 監査の方法及びその内容」に記載のとおり、当委員会では、当社が2024年7月31日に公表した「改善報告書」に従った改善措置の進捗状況について検討を行ってまいりましたが、その改善状況については、当社が2025年2月13日に公表した「改善状況報告書」に記載されたとおりであり、その記載内容に異常はないと認めます。
- ⑦「継続企業の前提に関する注記」に記載のとおり、当社には継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

該当事項はありません。

2025年2月26日

株式会社ラックランド 監査等委員会

社外取締役 監査等委員（常勤） **橋本真樹夫** ㊟

社外取締役 監査等委員 **沼井英明** ㊟

社外取締役 監査等委員 **大下良仁** ㊟

社外取締役 監査等委員 **横山友之** ㊟

(注) 監査等委員 橋本真樹夫、沼井英明、大下良仁及び横山友之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上